

[illegible]

新潟市 測量・簡易設計業務委託条件総括表

本業務に関連する調査等が生じ、発注者（監督員を含む）から指示があった場合において、受託者は調査等に協力するものとする。

この他、以下の事項に留意して業務を行うものとするが、現時点で不明の点及び業務実施に伴い変更が生じた場合は、監督員と協議するものとする。

1. 本業務に関連する業務または調整を図る機関について

（１）関連する別途発注業務委託

他業務名	発注機関
なし	
制約内容	備考

（２）業務の時期、時間的制限

制約内容	備考
なし	

（３）特別な関係機関協議の必要

機関名	協議内容
亀田郷土地改良区	設計内容について
制約内容	備考

（４）その他

制約内容	備考
なし	

2. 用地（借地）および地元調整等について

（１）用地（借地）・地元調整の未処理箇所

制約内容	備考
なし	

（２）その他

制約内容	備考
なし	

新潟市 測量業務委託特記仕様書

1 対象業務

委託番号 委中建第 1 号
委 託 名 市道南 4-54 号線測量・簡易設計業務委託

2 適用

本業務については、契約書（業務委託契約条項（以下「契約条項」という。）を含む。）、設計図書、関係法令、本特記仕様書（以下「特記仕様書」という。）によるほか、「新潟市測量・調査・設計業務共通仕様書」（以下「共通仕様書」という。）、新潟市契約規則（昭和 59 年新潟市規則 24 号）ならびに新潟市財務規則（昭和 39 年新潟市規則 12 号）により行うものとする。

3 業務の目的

本業務は、市道南 4-54 号線水路改修工事に必要な測量を行うものである。

4 業務の場所

新潟市中央区上近江 3 丁目地内

5 履行期間

契約の日から令和 8 年 11 月 6 日まで

6 業務の内容

業務内容については、下記において適用欄に「○」印が付いたものを適用する。

【測量の種類と業務規模】

① 地形測量

適用	種類	内容
○	地形測量	平板測量
		T S 測量
		修正測量

業務の規模

- 現地測量 0. 001 km² （0. 08 km×0. 015 km）

② 路線測量

適用	種類	内容
○	路線測量	作業計画
○		現地踏査
○		中心線測量
○		仮BM設置測量
○		縦断測量
○		横断測量

業務の規模

- ・ 作業計画 1 業務
- ・ 現地踏査 0.08 km
- ・ 中心線測量 0.08 km
- ・ 仮BM設置測量 0.08 km
- ・ 縦断測量 0.08 km
- ・ 横断測量 0.08 km

③ 条件

- ・ 地域差（地物）：市街地甲
- ・ 地域差（地形）：平地
- ・ 現道上交通量区分：0～1,000台未満／12時間
- ・ 単曲線換算数：0
- ・ 測量幅：45m未満
- ・ 測点間隔：20m

7 契約条項に係る特記事項

① 再委託の禁止について、契約条項第7条に規定するもののほかは、以下のものとする。

- 1) 第三者に委任し又は請け負わせてはならない主たる部分
 - ・ 本業務の成果統合
- 2) 第三者に委任し又は請け負わせることができる軽微な部分
 - ・ 軽微な文書修正など

② 貸与品等（第16条関係）について

業務に必要な貸与品等の品名、数量、品質、規格又は性能、引渡し場所、引渡し時期は、以下のとおり。

品名	数量	品質・規格・性能	引渡し場所	引渡し時期
道路台帳	1		中央区役所建設課	協議による

8 共通仕様書に係る特記事項

業務内容については、下記を適用する。

① 打合せ等（第 112 条）について

監督員と主任技術者が行う打合せは、以下の時点で行うものとする。

- ・ 中間時（1 回）

② 業務計画書（第 113 条関係）について

業務計画書には以下の技術者について、有する資格証明書を添付すること。

技術者名	必要とする資格
主任技術者	測量士
担当技術者	測量士又は測量士補

③ 発注者が地元協議等を行い、その結果を条件として業務を実施する場合の請負者の立会い等の機会（第 116 条）について

- ・ 地権者立会時

④ 成果品の提出（第 118 条）について

本業務が完了したときは、以下の成果品を提出すること。

【地形測量・路線測量・用地測量に共通するもの】

適用	品 名	数量
○	観測手簿	1 式
○	観測記簿	1 式
○	計算簿	1 式
○	平均図	1 式
○	成果表	1 式
○	点の記	1 式
	建標承諾書	1 式
	測量標設置位置通知書	1 式
○	測量標の地上写真	1 式
○	基準点網図	1 式
○	基準点現況調査報告書	1 式
○	品質評価表	1 式
○	成果数値データ	1 式
○	点検測量簿	1 式

○	観測成果表及び平均成果表	1 式
	水準路線図	1 式
○	作業記録	1 式
	メタデータ	1 式
	DMデータファイル・精度管理表	1 式
	第2原図（マイラー）	1 式
○	電子媒体	1 式
	国土地理院提出資料	1 式
○	測量機器検定証明書	1 式
○	写真帳・ネガアルバム	1 式

【地形測量】

適用	品 名	数量
○	地形図（S=1/500）	1 式
	数値地形図データファイル	1 式
	基盤地図情報データ	1 式
	写真地図ファイル	1 式
	位置情報ファイル	1 式
	数値地形モデルファイル	1 式
	基図データ	1 式
	編集原図データ	1 式

【路線測量】

適用	品 名	数量
○	平面図（S=1/500）	1 式
○	線形図（S=1/500）（平面図に書き込み）	1 式
○	線形地形図（S=1/500）（平面図に書き込み）	1 式
	引照点図（S=***/*）（平面図に書き込み）	1 式
	丈量図（S=***/*）	1 式
○	縦断面図（S=縦：1/100 横：1/500）	1 式
○	横断面図（S=1/50）	1 式
	細部調査図（S=***/*）	1 式
	杭打ち図	1 式
	数値地形図データファイル	1 式
	基盤地図情報データ	1 式
	写真地図ファイル	1 式

	位置情報ファイル	1 式
	数値地形モデルファイル	1 式
	土質調査	1 式
	土地の登記記録調査表	1 式
	土地の登記記録の謄本	1 式
	土地所有者等の確認資料	1 式
	国有財産確認調書	1 式
	支障物件調査表（支障物件として判定される場合）	1 式
	地図転写資料図	1 式
	転写連続図	1 式
	土壤汚染調査に係る土地履歴調査報告書	1 式

⑤ 安全等の確保（第 133 条）について

安全確保のため下記の関係者や機関と綿密な連絡を取ること。

適用	関係機関	適用	関係機関
○	所轄警察署	○	電気事業者
○	道路管理者	○	ガス事業者
○	土地改良区	○	下水道事業者
○	水道事業者	○	電信電話事業者

9 業務委託における電子納品に関する特記事項

本業務は、電子納品対象業務とし、別紙「電子納品に関する特記仕様書（委託）」によるものとする。

新潟市 簡易設計業務委託特記仕様書

第1条 適用

本業務の実施にあたっては、契約書、設計図書、本特記仕様書ならびに「新潟市測量・調査・設計業務委託共通仕様書」（以下「共通仕様書」という。）によるものとする。

第2条 業務の目的

簡易設計は、現地調査結果及び設計条件に基づき、工事に必要な平面図、縦横断面図、設計計算書、数量計算書の作成及び各関係機関協議に必要な資料を作成するものとする。

第3条 業務内容

3-1. 設計条件

本業務は、市道南 4-54 号線水路改修工事に伴う簡易設計を行うものとする。

3-2. 設計項目及び数量

設計項目は次のとおりである。なお、項目に変更がある場合は監督員と協議するものとする。

① 砂防（流路工） L=0.08km

条件

河幅（下幅）	3m以下
測点間距離	20m（標準）

委託業務区分	設計（Ⅰ）
【委託業務の範囲】 調査あり、縦断面図作成あり、横断面図作成あり、平面図作成あり、製図あり	

3-3. 打合せ等について

監督員と主任技術者が行う打合せは、以下の時点で行うものとする。

又、測量作業も併用とする。

- ・業務着手時
- ・中間打合せ時 1回
- ・成果物納入時

第4条 成果品の提出

成果品の作成及び提出方法は「標準仕様書」によるものとし、提出部数は次のとおりとする。

- (1) 報告書・図面 1部
- (2) 図面・原稿 一式
- (3) 図面（縮小版） 1部
- (4) 電子データ 一式

【設計図面作成】

摘要	品 名	数量
○	平面図（S=1/500）、標準断面図（S=1/50） 縦断面図（縦 1/100）、横 1/500）、 構造図（S=1/50）等	1 式

第5条 照査

主任技術者（測量士）は照査を実施し、照査の経緯・内容等を記録した結果は、担当技術者（測量士又は測量士補）を通じて監督員に提出するものとする。

第6条 業務委託における電子納品に関する特記事項

本業務は、電子納品対象業務とし、別紙「電子納品に関する特記仕様書（委託）」によるものとする。

第7条 その他

業務の実施にあたり疑義が生じた場合は、監督員と協議のうえ実施するものとする。

電子納品に関する特記仕様書（委託）

- 1 本業務は、電子納品対象業務とする。電子納品とは、「調査、設計、工事などの各業務の最終成果を電子成果品として納品すること」をいう。ここでいう電子成果品とは、「新潟市電子納品実施要領（案）（平成25年4月）（平成28年4月一部改定）」（以下「要領」という。）に基づき作成された電子データをいう。
なお、要領に記載のない事項や疑義がある場合は、監督員と協議のうえ作成するものとする。
- 2 要領に基づいて作成した電子成果品を電子媒体（CD-R）で3部提出するとともに、製本版1部〔報告書（簡易製本）1部、図面（A3縮小版）1部〕と原図1式を納品する。
なお、「要領」で特に記載のない項目については、原則として電子データを提供する義務はないが、「要領」の解釈に疑義がある場合は協議のうえ電子化の是非を決定する。
- 3 電子成果品の提出の際には、新潟市版電子納品チェックシステムによるチェックを行い、エラーがないことを確認後、ウイルス対策を実施したうえで提出すること。
- 4 委託成果品の提出方法については、別表－1を遵守しなければならない。
- 5 新潟県 CALS システムの利用は行わないものとする。
ただし、協議により監督員が認めた場合は新潟県 CALS システムの利用を行うことができる。その場合、受注者は、新潟県 CALS システム利用料を CALS システム運営業務の受託者に支払うこと。

(別表－１)

１．委託業務成果品の提出方法について

委託業務成果品の提出方法については、下表のとおりとし、下表にない書類及び必須以外の書類については、契約後の受発注者協議にて決定するものとする。

【納品方法凡例】◎：必須，○：条件付き必須，●：電子の場合不要，空白：受注者の任意又は対象外

成果品 主な業務委託		設計等業務		地質調査業務		測量業務		備 考
		提出方法		提出方法		提出方法		
項 目	書 類	電子 納品	紙 納品	電子 納品	紙 納品	電子 納品	紙 納品	
報告書	打合せ簿	○	●	○	●	○	●	チェックシートは電子納品
	報告書	◎	◎	◎	◎	◎	◎	
図面	図面	◎	◎			◎	◎	
	地質平面図			◎	◎			
	地質断面図			◎	◎			
写真	現場写真			◎	◎			
	写真帳			◎	◎			
測量成果	点の成果					○	◎	注 3
	面の成果					○	◎	注 3
	点の記					○	◎	注 3
測量記録	手簿・記簿						◎	
	計算簿類						◎	
	網図・一覧図面						◎	
	精度管理表						◎	
	説明書類						◎	
その他データ （測量）	測量機器検定証明書						◎	
	ファイル説明						◎	
ドキュメント類 （測量）	特記仕様書						◎	
	協議書等							
	実施報告書					○	◎	注 3
地質データ	ボーリング交換用データ			◎	◎			
	電子柱状図			◎	◎			
	電子簡略柱状図			◎	◎			
	コア写真			◎	◎			
	土質試験及び地盤調査			◎	◎			
	その他地質・土質調査成果			◎	◎			

注１）電子化に係わる詳細な事項については、「新潟市電子納品実施要領（案）（業務委託編）」による。

ただし、業務委託においては、新潟県CALSシステムを利用した電子協議・納品は行わない。

注２）納品方法について、上表により電子納品及び紙納品の納品を行うものとする。

注３）測量業務委託については、スキャナでイメージ化しなければ電子化不可能な書類以外を必須とする。

注４）上表以外に成果物がある場合は、契約後の受発注者と協議によるものとする。

ウィークリー・スタンスの実施に関する特記仕様書

建設関連企業の就労環境を改善し、魅力を創出するためには受発注者が良好な関係を築く必要があるため、受発注者間の仕事の進め方として、下記のとおり、ウィークリー・スタンスについて取り組みに努めることとする。

1. ウィークリー・スタンスの取り組み内容

- ①マンデー・ノーピリオド（月曜日は依頼の期限日としない）
- ②ウェンズデー・ホーム（水曜日は定時に帰宅できるように必要な対応（業務時間外の連絡を行わない等）を心がける）
- ③フライデー・ノーリクエスト（金曜日に依頼しない）
- ④オーバーファイブ・ノーミーティング（午後5時以降にかかる打合せを行わない）
- ⑤イブニング・ノーリクエスト（終業間際、終業後に依頼を行わない）

2. 留意事項

- ・ウィークリー・スタンスは受発注者間の姿勢（スタンス）を示したものであり、現場等各種条件や企業方針、及び必要とする作業日数等の確保により曜日の変更等を行うことができる。
- ・緊急対応については、上記の限りではなく、受発注者が協力して臨機に対応を行うものとする。